

令和6年度 第3回
江戸川区子ども・子育て応援会議
議 事 要 旨

日 時 令和7年1月21日（火） 午前10時00分から
場 所 グリーンパレス 千歳・芙蓉

次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 「（仮称）未来を支える江戸川こどもプラン（江戸川区こども計画）」の
最終案について 資料1-1～資料1-4
- (2) 令和7年度新設保育所等の利用定員の設定について 資料2

3 報 告 事 項

- (1) 「社会的養育推進計画」の最終案について 資料3-1、資料3-2
- (2) 「保育の質ガイドライン」の活用状況について 資料4

4 閉 会

事務局：子ども家庭部子育て支援課

令和6年度第3回 子ども・子育て応援会議 委員名簿

	所属機関・役職名	氏名	備考
1	玉川大学学術研究所 高等教育開発センター特任教授	笹井 宏益	委員長
2	江戸川区私立幼稚園協会会長	米倉 弘喜	
3	江戸川区認可私立保育園園長会会長	福井 徹人	
4	江戸川区立小学校長会副会長	鶴田 麗子	欠席
5	江戸川区立中学校長会会長	川崎 純一	
6	江戸川区認証保育所連絡会共同代表	須永 尚子	欠席
7	江戸川区青少年育成下小岩地区委員会委員長	榎本 敏枝	副委員長
8	江戸川区青少年委員会会長	米川 和則	欠席
9	青少年育成アドバイザー東京会	山本 又三	欠席
10	江戸川区私立幼稚園協会PTA連合会会長	吉野 佳苗	
11	江戸川区認可私立保育園保護者連絡協議会理事長	林 美弘	
12	江戸川区立小学校PTA連合協議会会長	植草 和也	
13	江戸川区立中学校PTA連合協議会会長	松尾 泰典	
14	江戸川区認証保育所利用者代表	オストロンドルフ 花菜	欠席
15	東京商工会議所江戸川支部会長	森本 勝也	
16	連合江戸川地区協議会	小倉 正幸	欠席
17	民生・児童委員協議会副会長	小田 一見	
18	江戸川区医師会	小島 博之	
19	江戸川区歯科医師会副会長	清水畑 倫子	
20	公募区民	小川 昭子	
21	公募区民	武田 茜	
22	区議会議員(福祉健康委員会委員長)	堀江 創一	
23	区議会議員(福祉健康委員会副委員長)	本西 光枝	
24	健康部長	高原 伸文	
25	文化共育部長	岡部 長年	
26	教育委員会事務局教育推進課長	飯田 常雄	
27	児童相談所長	高橋 章友	
28	子ども家庭部長	塚田 久恵	

1 開会

(事務局) 本日はお忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。只今より、令和6年度第3回江戸川区子ども・子育て応援会議を開会いたします。

本日の出席者については、お手元の委員名簿でご確認ください。なお、半数以上の委員の出席となりますので、本会議の開催要件を満たしていることをご報告いたします。

今回、会議の傍聴希望者が5名おりましたので、今から入室を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

<委員了承、傍聴者入室>

続きまして、子ども家庭部長、塚田より挨拶させていただきます。

(子ども家庭部長) おはようございます。年が明けまして、早くも3週間が経ちましたけれども、今年もよろしく願いいたします。

また、お忙しいところ、本日は、子ども・子育て応援会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。また、日頃からそれぞれのお立場で、江戸川区の子どもたちのためにお力を尽くしていただきまして、感謝申し上げます。

前回は12月に開催いたしまして、今年度は計画を作るということで、通常年2回の開催のところ、今年度は3回ということで、今日がその3回目となります。また、令和7年は、児童相談所が開設しまして5年という節目の年を迎えます。皆様のお力添えをいただきながら、安定的な運営ができるようになってきたと思っており、深く感謝申し上げます。

今日の会議でご案内しております、「(仮称)未来を支える江戸川こどもプラン」や「社会的養育推進計画」、こういった計画は、江戸川区でも子どもの権利条例を定めておりますとおり、いずれも子どもの最善の利益を実現する、そのための計画だと思っております。子ども家庭部や児童相談所だけでなく、全庁を挙げて子どもを中心に、子どもの最善の利益はどうしたら実現していけるかというところを理念に進めていきたいと思っております。そういった意味でも、多方面からのお立場からご意見をいただくことは、非常に大切なことだと思っておりますので、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

前回、「(仮称)未来を支える江戸川こどもプラン」の素案につきまして、ご意見をたくさん頂戴しましたので、今日はそれを踏まえた最終案をご提示させていただきます。この後、パブリック・コメントも実施させていただきますながら、計画立案に向けた最終局面に進んでい

きたいと思っております。

補足となりますが、「(仮称)未来を支える江戸川こどもプラン」という名称が前回の計画からついております。今いる子どもたちに未来を支えてもらうというように聞こえるかもしれませんが、これはあくまで、子どもの未来を支えるこどもプランという趣旨でございますので、付け加えさせていただきます。

他にも、新設保育所等の利用定員の設定についても議事にさせていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局) それでは、ここから笹井委員長に進行をお願いいたします。

2 議事

(1) 「(仮称)未来を支える江戸川こどもプラン(江戸川区こども計画)」の最終案について

(笹井委員長) それでは、次第に沿って進めさせていただきます。「(仮称)未来を支える江戸川こどもプラン(江戸川区こども計画)」の最終案につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局) 事務局から説明させていただきます。

まずご説明に入る前に、前回の会議でご質問いただき、回答を保留しておりました件について、ご回答をさせていただきます。

まず、林委員より小岩キッズに関してのご質問をいただきました。この件につきまして、区役所の関係部署等に聞き取りを行ったところ、区としては、小岩キッズの存在についての確認には至りませんでした。また、日頃のパトロールについてのお話もございましたが、小岩地区につきましては、日頃から環境をよくする小岩地区協議会が、月4回程度、JR小岩駅周辺の違法駐車、迷惑駐輪、環境美化といったパトロール等を実施しているということでございました。私どもとしましては、パトロールを継続しながら引き続き様子を見ていきたいと考えております。

また、教育関係のご質問につきましては、教育委員会から回答させていただきます。

(教育推進課長) 教育推進課の飯田と申します。今回は欠席し申し訳ございませんでした。

私からは2点ございます。1点目は、前回、植草委員よりいただいた、すくすくスクールがかなり過密な状態になっているというお話でございます。おっしゃるように、コロナ禍以降、すくすくスクールの登録数、参加者数が増えている傾向にあります。そういった中で、

職員体制については、登録者数、参加者数、配慮を要する児童の状況などを勘案しながら、徐々に拡充を進めているところでありますが、今後も、引き続き人員の確保に努めてまいりたいと考えております。

2点目は、武田委員よりいただきました、性的指向・性自認に係る児童への支援についてというところで、「啓発」という言葉が過剰な意識を持たせてしまうのではないかということですが、おっしゃるとおりだと思います。人権教育を行う上で一番大切なことは、偏見や差別をなくすことだと考えておりますので、現在、学校でも個別の支援を丁寧に行いながら、一人ひとりの多様性を認めるような指導を行っております。今後も、それぞれの学校の状況を勘案しながら、多様性を認めていけるような教育をそれぞれの学校現場で展開してまいりたいと考えております。

(事務局) それでは、計画の最終案について、ご説明させていただきます。お手元に資料1-1と1-2をご用意ください。

まずは、前回の応援会議からの修正点について、資料1-2に沿ってご説明いたします。前回の子ども・子育て応援会議でいただきましたご意見を参考に修正を行っております。

1点目は、8ページをご覧ください。本西委員よりご意見をいただきましたとおり、計画の概略図の中に、江戸川区子どもの権利条例に基づく推進計画についての位置付けを明記させていただきました。

2点目は、各種データやグラフの整理、あるいは記載方法の変更を行ったところについて3か所記載いたしました。内12ページについてご説明させていただきますのでご覧ください。(3)の18歳未満の世帯員のいる世帯数でございますが、前はグラフで示しており、分かりづらいところがございますので、表形式に直しまして、見やすさを追求いたしました。残りの2か所につきましては、後ほどお読みいただけますと幸いです。

3点目は、第4章から第9章の各章の冒頭にリード文等を追記させていただきました。参考に66ページをご覧ください。前回、素案では、第4章の表題の次に、いきなり4-1を記載しておりましたが、その間に第4章の内容についての概略を記載いたしました。第9章まで、同様に改めさせていただきます。

4点目は、新規・拡充事業等の追加でございます。昨年、12月の特別号「広報えどがわ」におきまして、江戸川区の今後の方向性についてお知らせさせていただきましたが、その中で、71ページと102ページにそれぞれ記載を追加させていただきました。71ページの

7番に「こんにちは歯医者さん事業」を、102ページの11番に（仮称）「子どもの城」についての記載を追加しております。

5点目について、144ページをご覧ください。放課後児童対策に関して、すくすくスクール等についての部分を追記しております。

6点目について、第11章第3節に「本計画におけるライフステージごとの主な取り組み」を追加いたしました。154ページをご覧ください。本計画が、どの年代にどのような政策が対象になるかを2次元で見えるような形で記載いたしました。

7点目について、アンケートの検討をはじめ、この2年間ご検討いただきました子ども・子育て応援会議の委員の皆様の名簿を追加させていただきました。

8点目について、全体の文章の調整や事業名の修正等を行いました。多数関わっておりますので、説明については割愛させていただきます。

以上が前回の会議から変更の点でございます。

続きまして、計画の概要版について、ご説明させていただきます。資料の1-3をご覧ください。本計画につきましては、法定の記載項目などを掲載する関係から、大変ボリュームが大きいものとなっておりますので、区民の方々に手に取っていただきやすいよう、計画の概念や方向性などを抜粋した24ページからなる概要版を作成することにいたしました。内容につきましては、カラー刷りで、記載内容も可能な限り簡単で分かりやすい表現に改めた上で、作成を進めていきたいと思っております。記載の内容につきましては、基本的には計画本体の内容を抜粋したものとなっておりますので、大変申し訳ございませんが、後ほどお読みいただけますと幸いです。

資料1-4をご覧ください。計画の子ども向けの概要版についてです。前回の会議でも送付させていただいておりますが、計画の当事者でもございます子ども向けの概要版の作成を進めているところです。計画本体の内容を基に、表現などは小学校高学年程度のお子様にも分かるように努めております。記載内容につきましては、主に読み手であります子どもたちに一番影響がある第5章、就学後から18歳までの子どもへの支援の内容を主軸に置いた記載となっております。内容につきましては、濃淡をつけつつ、計画全体を網羅したつくりしております。策定が終わりましたら、お子さんに対しては、この概要版を使って周知を進めていきたいと考えております。前回、ご意見にもありましたが、お子さんへの効果的な周知方法については、検討させていただきたいと思っております。

子ども向けの概要版については以上です。

ただいまご説明させていただきました計画の最終版、概要版、子ども向けの概要版につきましては、本日いただいた意見を踏まえた上で、2月1日から3月2日までの間、パブリック・コメントを実施させていただきます。パブリック・コメントの意見を踏まえた上で、計画の確定とさせていただきたいと思っております。

「(仮称)未来を支える江戸川区こどもプラン」の説明については以上です。

(笹井委員長) ありがとうございます。ただいま計画の最終案についてご説明いただきました。この子ども・子育て応援会議は、江戸川区の子育て施策について、様々な立場から広くご意見を伺う場であります。この件につきまして広く皆様のご意見いただきたいと思います。どなたからでも結構ですので、お願いいたします。

(松尾委員) 資料1-1の154ページ、155ページで新しく追加された部分ですが、例えば共育プラザのような中高生向けのサポートについての記載が少ないように感じました。資料の1-3の11ページを見ると、主な取組の中に、すすくスクール事業と共に共育プラザが項目に入っておりますので、図の中など、より分かりやすいところにも入れていただくと良いと思いましたので、ご提案させていただきます。

(事務局) 共育プラザにつきましては、155ページに記載させていただいております。すすくスクールについても、下段に記載をさせていただきました。分かりづらくて大変恐縮ではございますが、記載をさせていただいていることをご報告いたします。また、主な事業を記載しておりますので、全てを網羅できていないかと思いますが、ご容赦いただけますと幸いです。

(笹井委員長) 計画を策定する上で、要約した書き方にならざるを得ない部分はあるかと思えます。今後どのように事業化していくのか、施策としていくのか、というところが大事な要素かと思えます。ほかにいかがでしょうか。

(植草委員) 印刷の問題かもしれませんが、資料1-3の概要版の21ページの表についてですが、縦軸のずれが見受けられましたので、ご指摘させていただきます。

(事務局) 大変失礼いたしました。適切に対応いたします。

(本西委員) 私たち福祉健康委員会は、昨年、松本市に行ってまいりました。松本市は「子どもの権利に関する条例」を2013年に作り、その後、「子どもにやさしいまちづくり推進計画」を2015年に作って進め

ているということから、参考になるかと思ひまして、見に行ってきたところでは、今回、江戸川区においても、子どもの権利条例に基づき、推進計画を包含する形で作られたということになっておりますが、松本市はかなり詳しく書かれておりました。計画の作り方は、自治体によって違いますので、江戸川区はこのような形での作り込みになったのだと理解しております。

その中で気になったのは、子どもの権利条例を持っている自治体の多くは、こども会議を持っていたりしますが、本計画にはこども会議についての記載は無いように思ひました。この点について、今後のお考えがあるのかということをお聞きします。

(事務局) おっしゃるとおり、子どもの権利に当たっては、子どもの意見を出す場があるということは、非常に大事であると思ひております。計画には明確にこども会議等といった記載はございませんが、全庁として、子どもの意見を聞きながら進めていくという方策を取っているところです。引き続き様々な場面で、子どもの意見を聞いていく取組を進めていきたいと思ひております。こども会議という具体的な方策について計画には記載してはございませんが、方向性は含んでおりますので、ご容赦いただければと思ひます。

(本西委員) ありがとうございます。前回の会議においても、子どもの意見表明を大事にというようなご意見があったかと思ひます。まずは意見表明して、それを聞いてもらう。その次に、子ども自身が参画する機会をより多くの場面で作っていくことが必要だと思ひますので、ぜひその点を考えて進めていただきたいと思います。

(笹井委員長) 他の自治体では、こども会議という特定の会議をつくるのではなく、既存の会議に「こども部会」のようなものをつくったり、子どもを委員に任命したりするというような取り組みもあると思ひますので、そういうことも含めてご検討いただきたいと思います。

(福井委員) 計画の内容につきましては、良いものだと思ひております。ただ、一言申し述べさせていただきたいことがございます。

12月25日に教育委員会の随意契約のことについて、報道で区長が謝るということがありました。子ども・子育て応援会議は、子ども家庭部が主導になっているとは思ひますが、議員、教育委員会の方もおいでになっているというところで、この計画がつくられております。その中で、今回いただいた資料を拝見した中で、大人の責任、大人の役割ということが一切書かれていないと感じました。大人が嘘をついたり、不正をしたり、不適切な行為をするということがある中で、子

どもの未来のためのプランをつくっていくということは、私はいかななものかと思っております。今回、最終版にするというお話ではありますが、私たち大人はどういう態度を取らなくてはいけないのか、そういうところをもう少し考えていただきたいと思っております。

保育園は、毎年指導検査がございます。その中で、随意契約について、非常に厳しく子ども家庭部から検査を受けております。そういう団体、そういう施設もある中で、大人がしていることについて、私たちは襟を正す行為をしていかななくてはならないのではないかと思っております。

そういう中で、このまま計画を進めていっていいものかというところを、江戸川区にお聞きしたいと思っております。

(子ども家庭部長) 貴重なご意見ありがとうございます。おっしゃるとおり、我々大人がしっかり襟を正すのは、当然必要なことでありますし、大人というのは、区だけではなくて、地域の方々も含めて、大人ということかと思っております。今回のこの計画につきましては、もちろん大人がしっかり考え、子どもの意見も聞きながら策定していくこととなりますが、この計画を作って終わりではなく、どう実現していくかというところとなりますし、進行もしっかりとチェックしていかなければいけないと思っております。そういった意味では、委員の皆様から、それぞれのお立場から、逆にチェックをしていただいて、お互いにチェックし合うような形で、この会議がそういう機能を果たしていくと良いのではないかと思っております。

(福井委員) ありがとうございます。この計画について、これで終わりではないということで、私としては、その時々でアップデートをしていただきたいと思っております。それには継続的にこのような会がまた開かれることを望んでおりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(教育推進課長) 先ほど、12月25日の記者会見についてお話がありましたが、ご指摘のとおり、学校施設の請負工事契約におきまして、不適切な事例があったということで、報道等もなされております。現在、教育委員会だけではなく、同様の事案がないかどうか、全庁的な調査を進めており、今後は学識経験者や法律家の方などを含めた第三者を含めて、しっかり内容を確認していただいた上で、再発防止、原因究明を進めていく予定でございます。教育委員会、また関連部署も含めまして、大人の責任については、この計画とは別に、しっかりと対応してまいりたいと思っております。

(福井委員) ありがとうございます。よく分かりました。引き続き江戸川区のた

めによろしく申し上げます。

(武田委員) 冒頭で飯田委員から、性的指向・性自認に係る児童への支援の点について、お話をいただきました。その件に関連して、89ページの2番目に、教員の方への理解といった内容は書かれておらず、3番目の特別支援教育の充実・推進というところには、教員の発達障害の理解や支援方法の工夫というような内容が書かれております。もし、性的指向や性自認に係る児童への支援をお考えなのであれば、まず先生方への理解を深めていただく必要があると思います。支援をしている方を外注で入ってもらって終わりではなく、一番生徒のことを見ているのは先生方だと思うので、正しい理解をしていただくというところで、ここの項目にも、教員の方の理解についての記載があると良いと思いました。ぜひご検討をお願いします。

(教育推進課長) 後ほど事務局と相談しまして、おっしゃったような記載ができるかどうか検討させていただきます。

(笹井委員長) 今のご提案は、記載の内容というよりは、例えば教員の方へ研修等を通して徹底していただきたいというご趣旨で宜しいでしょうか。

(武田委員) 計画にただ記載するだけではなく、子どもたちに啓発するよりは、教員の方への理解をまず深めることが、私は大事なのではないかと思います。発言させていただきました。

(笹井委員長) 個人の意見ですが、計画に記載するというよりは、理解を深めるための研修等を実施していただく方が良いかと思います。いずれにしても、記載の内容については教育委員会と相談しながら事務局で検討していただければと思います。

(林委員) 先程のお話をお聞きして感じたことですが、人と人との関わり合いですので、相手のことを考えて発言ということが一番大事であると思います。今、パワハラをはじめとしたハラスメントの問題や、LGBTQの問題もあり、発言がしづらくなる世の中になってまいりましたが、人と人との関わり合い方を子どもたちに伝えていくことが教育というものなのではないかと考えますので、施策として文字にするというよりは、研修など人の内面に寄り添って、中身を整えていただくことが大事なのではないかなと考えます。

(笹井委員長) ありがとうございます。今日いただいたご意見を踏まえて、教育委員会と事務局で検討していただきたいと思います。そのほか、何かございますか。

<なし>

それでは、次の議題に移りたいと思います。

(2) 令和7年度新設保育所等の利用定員の設定について

(笹井委員長) 令和7年度新設保育所等の利用定員の設定について、事務局からご説明をお願いします。

(事務局) 資料2をご覧ください。江戸川区では令和4年度以降、待機児童ゼロを継続してはおりますが、様々な保育ニーズに対応するということで、新たな施設整備を行っているところでございます。まず、利用定員についてですが、法令により、保育園などを新規開設する場合に、利用定員の設定につきまして、審議会に意見を聞くこととされております。それをもちまして、本日、皆様にお諮りをするものです。

令和7年度の新規開設につきましては、1ページに記載の2園でございまして。上段の認可保育園、にじいろ保育園平井でございまして、平井五丁目の北口駅前の再開発事業により、374戸の大型マンションが整備され、この春入居が始まります。子育て世代の転入や保育需要が多く見込まれることから、江戸川区住宅等整備条例に基づきまして、開発事業者と協議をして、マンション内に保育園を設置するものです。定員設定は67名でございまして。

続いて、認定こども園二ノ江幼稚園です。現在は、幼稚園として運営していただいておりますが、1歳児、2歳児のお子さんをお預かりする認定こども園へ移行いたします。定員設定は、1号の教育認定が320名、2号、3号の保育認定が63名でございまして。

諮問事項は以上となりますが、続いて2ページをご覧ください。参考として、既存園の定員変更について、ご説明させていただきます。

認可保育園の定員変更は15園でございます。

船堀中央保育園は、老朽化した園舎の建て替えに伴う定員増でございまして。小岩みどり保育園は、令和11年3月末をもって閉園予定でございまして、今年度から新規受入れを停止して、段階的に定員を縮小しております。3から15までは、主に3歳以降の新規入園の希望者が減少していることから、園の届出によりまして、実情に応じた形での定員変更と定員縮小となっております。

3ページをご覧ください。上段は認定こども園6園になりますが、こちらは各園ともに、1号、教育認定での入園希望者数の減少に伴う定員の縮小となっております。一方で、就労家庭の入園希望が増えていくということから、篠崎若葉幼稚園、葛西めぐみこども園、東一の江こども園、こちらの3園につきましては、認定基準を満たした上で、2号、3号の保育認定の定員を増やしております。

下段の幼稚園の定員変更でございますが、こちらは6園でございます。宇喜田幼稚園は、来年度の令和8年3月末をもちまして閉園予定でございます。在園園児数に合わせた利用定員の変更となっております。そのほかは、各園とも入園希望の減少ということで、実情に合わせて定員減となっております。

資料2についての説明は以上です。

(笹井委員長) ありがとうございます。ただいま令和7年度新設保育所等の利用定員の設定についてのご説明でしたが、何かご質問等ございますか。

<なし>

それでは、報告事項に移りたいと思います。

3 報告事項

(1) 「社会的養育推進計画」の最終案について

(笹井委員長) 報告事項の1番目は、「社会的養育推進計画」の最終案についてです。事務局からご説明お願いいたします。

(事務局) 資料3-1をご覧ください。まず目次がございます。この計画は、全体で4部構成になっております。1章が基本的考え方と全体像、2章が江戸川区の状況、3章が江戸川区における具体的な取組、4章が資料編となっております。

4ページをご覧ください。趣旨でございます。社会的養育推進計画は、国が平成28年度の改正児童福祉法において掲げられた「子どもが権利の主体であること」、また「家庭養育優先の原則」の理念を実現するために、平成30年に令和11年度を終期とした計画の策定を、児童相談所を設置する特別区を含む各都道府県に求めたところです。また、令和4年の改正児童福祉法において、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、子どもの権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための改正が行われました。この法改正を踏まえて、令和6年の3月に次期の「都道府県社会的養育推進計画策定要領」が国から出されたところでございます。この計画は、令和7年度から11年度までの次期の計画ということです。

江戸川区としましても、この策定要領を受けて、今後の江戸川区の児童相談所、里親宅、児童養護施設等で生活する子どもたちへの支援、また、虐待に至る前の予防的な支援の取組等についてまとめて、江戸川区の社会的養育推進計画を策定することといたしました。この計画は、令和7年度から11年度の5年間で、計画期間中は、毎年計画の

点検・評価について、P D C Aサイクルを用いて進行管理を行ってまいります。必要に応じて取組内容の修正等を行ってまいります。そして、その結果については、毎年、児童福祉審議会でご報告させていただく予定です。

続きまして、策定の過程でございます。7ページをご覧ください。令和6年3月に国の策定要領が出まして、令和6年度から市内において、骨子案を検討してまいりました。そして、これまで江戸川区の児童福祉審議会の子どもの権利擁護部会及び里親部会において、各2回、お時間をいただいております。また、去年の8月から10月にかけて、区内の児童養護施設や里親家庭で生活しているお子さんや区内の里親さん、区内にある乳児院、児童養護施設、自立援助ホームやファミリーホームの職員の方々にご意見を伺い、計画策定の参考とさせていただいたところです。

また、広く区民の皆さんからご意見を伺うために、2月1日から30日間、パブリック・コメントを実施する予定です。今後につきましては、パブリック・コメント、また、本日は皆様からいただくご意見を踏まえて、修正等を行って年度末に完成、そして公表の流れを進めていきたいと考えております。

ここからは、具体的な計画の内容について、ご説明させていただきます。この計画の趣旨は、先ほどご説明させていただいたとおりで、改正児童福祉法を受けて、江戸川区の児童相談所や代替養育を必要とする子どもへの支援、虐待に至る前の予防的な支援の取組について、計画を策定するものでございます。

5ページをご覧ください。計画の位置づけでございます。この計画の位置づけは、江戸川区の長期構想である「2100年の江戸川区（共生社会ビジョン）」、また中期計画にあたる「2030年の江戸川区（SDGsビジョン）」、また、先ほど話がありました「（仮称）未来を支える江戸川こどもプラン」、そのほか関連する条例及び計画と整合性を図りながら策定してまいりました。

6ページをご覧ください。目指すべき姿でございます。本区が目指す「ともに生きるまち（共生社会）」の未来を担う全ての子どもたちが権利の主体として様々な状況にあっても等しく安全で安心して健やかに成長していけるよう、地域全体で育てていく社会、これを本計画の目指すべき姿として掲げております。

7ページから9ページは、先ほどお話ししました計画の経緯でございます。

10ページからは、江戸川区の状況でございます。江戸川区の状況としまして、児童人口及び社会的擁護の下で育つ児童数、里親、区内の施設の状況等について、記載しております。また、児童相談所の状況や一時保護所の状況等も併せて記載しております。

22ページをご覧ください。こちらからは、里親家庭や児童養護施設等で生活する子どもの見込みを推計したものを記載しております。里親家庭等で生活する代替養育が必要な児童数は、令和11年度まで毎年、約300人で推移をしていく見込みを立てております。

29ページから32ページにつきましては、この計画で定量的な整備目標を設定している事業の取組状況について、記載しております。

35ページをご覧ください。基本方針でございます。虐待のない安全・安心な環境で子どもたちが生活できる家庭への支援、代替養育が必要な子どもが可能な限り良好な家庭的環境で養育されるための支援、また、基礎的自治体が児童相談所を持つメリット、本区ならではの「地域力」を生かす取組に力を入れていくことを掲げております。この基本方針の実現のため、子どもの権利擁護の取組強化、また家庭支援事業の強化、里親委託の推進、自立支援の強化という四つの柱を掲げて、36ページに記載した10項目の具体的な取組内容について、37ページ以降にまとめております。

37ページをご覧ください。こちらでは、子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組、支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組の2項目を記載しております。その中では、虐待を未然に防ぐ取組として、令和4年の改正児童福祉法において位置づけられました6つの家庭支援事業について、全て令和11年度までに実施し、整備に取り組んでいきます。42ページにこの6項目について記載しております。また、子ども家庭センターを中心に、児童福祉部門と母子保健部門が連携して、重層的な支援を行っていくことについて記載しております。

52ページをご覧ください。当事者である子どもの権利擁護の取組として、子どもの権利擁護に係る環境整備及び子どもへの意見聴取等の措置、また意見表明の支援事業の取組について、記載しております。

66ページをご覧ください。一時保護改革に向けた取組として、一時保護所を含めた一時保護体制の強化について、一時保護施設の運営、一時保護体制の整備に分けて記載しております。運営面では、意見表明の支援や第三者評価の受審、また、入所児童の学習支援や通学支援等について、記載しております。

73ページをご覧ください。代替養育を必要とする子どものパーマ

ネンシー保障に向けた取組として、親子関係再構築に向けた取組、児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組、また特別養子縁組等の推進体制について、記載しております。

82ページをご覧ください。里親、ファミリーホームへの委託推進に向けた取組について、記載をしておるところでございます。ここでは、令和11年度の里親等の委託率を令和5年度の2倍である37.8%を目標に里親等への委託を推進していくこと、また、その受皿となる里親の登録家庭数を増やすため、令和11年度までに養子縁組を目的とせず、一定期間子どもを養育する里親家庭である養育家庭の登録数を令和5年度に比べて30家庭増の75家庭を目標に掲げて、その目標を達成するための取組について、記載しております。

92ページをご覧ください。施設の小規模かつ地域分散化及び高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組というところがございます。こちらは家庭保育優先の原則を進める中においても、施設養育を必要とする子どもたちを、できる限り良好な家庭的環境で養育するというような観点から、ケアニーズが高い子どもに対する支援や区内施設に対する支援、こちらについて記載しております。

99ページをご覧ください。社会的擁護自立支援の推進に向けた取組でございます。こちらは社会的擁護経験者の実態把握及び社会的擁護経験者等の自立に向けた取組について、記載しております。

109ページと110ページでは、障害児の入所施設における支援として、障害児入所施設への入所児童への支援について、記載しております。

111ページからは、児童相談所の強化等に向けた取組について、記載しております。ここでは、江戸川区児童相談所設置までの経緯、また理念等をまとめました。また、今、子どもや家庭を取り巻く環境が年々複雑かつ多様化してきており、対応が困難なケースが増えている中、そのケースに対して組織的に対応していくため、職員の人材育成、また業務負担の低減の取組等について、記載しております。

118ページからは、資料編として、当事者である子ども、施設職員及び里親さんへのアンケート、ヒアリング調査の結果について、記載しております。

各取組内容の詳細については、恐れ入りますが、配付資料をご覧くださいいただければと思います。簡単ですが、説明は以上です。皆様からご質問、ご意見をいただければと思います。よろしくお願いたします。

(笹井委員長) ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして

て、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いしたいと思います。

(小川委員) 私は里親をしておりますが、里親として里子に関われるのは18歳までが現実であり、18歳以降に大人とどう関わっていくかということが、非常に大事であると感じております。私自身も、18歳以降に大人との関わりをどこまで持たせることが出来るのかということ、日々試行錯誤しながら過ごしています。

里子に対しては、誰かに育ててもらうことによって新たな出会いがあり、新しい未来をくれている人がいるんだということを教えて育てています。ですが、こちらから色々と教えることは出来ても、里子が自分の思いを発信する力は弱いと感じるので、里子だからこそ、自分の気持ちを言葉に出来るように寄り添っています。

大人が子どもを守って大切にすることはもちろんですが、18歳を超えた後、子ども自身が、「将来江戸川区に住みたい」と思ってもらえるような言葉を、大人が発信できると良いと感じております。里親が増えるのは良いことですが、里子の自立を促して、前に進ませる力をどれだけ持たせるかという、質の向上が必要だと思います。

(小田委員) 今のお話にも関連するのですが、35ページに基本方針の四つの柱で、自立支援の強化ということが書かれておりますが、具体的にどういうことを掲げていらっしゃるのかをお聞きしたいです。

(事務局) 社会的擁護自立支援の推進に向けた取組ということで、99ページ以降に記載しております。この中で、区として、児童相談所として、どのように施策にしていくのかということは、今後具体的に検討していくこととなりますが、考え方としましては、生活する上でどういうことが必要なのかということ、皆さんのお力をいただきながら、子どもたちとも話をしながら、考えて進めていきたいと思っております。細かいところに関しては、計画には記載されておりましたが、取組としてはそのように考えております。

(小田委員) 分かりました。ありがとうございます。

18歳でいきなり社会に出て、里親さんや施設から出されてしまうことが問題になっているということ、色々なところを見学しに行くところと聞かれるところ、子どもたちも戸惑いますし、ひどいところだと、施設から出た後、実のお父さん、お母さんの元へ行き、人によっては「私たちのために働きなさい」と考える人もいるようで、かわいそうという言葉では済まされないのですが、いつも考えさせられます。

それは問題があるからということで、対象年齢を20歳まで延ばす施設もあるようですが、江戸川区ではどのように考えているのかをお

聞きしたいと思います。

(事務局) 現在、法改正の中でも、20歳までの措置延長ですとか、それ以降の社会的擁護の方々の支援など、法的にも様々な取組をしているところでは。事業としましても、社会的擁護自立支援拠点事業を取り入れて、事業者の方々と相談しながら進めております。また、施設にも、18歳になる前から出向いて、お子さんの今後の生活のご相談等をさせていただくような事業も、施設の方とともに推進しているところがございますので、そこをよりきめ細かく進めていくよう検討しているところでは。

(笹井委員長) ほかにいかがでしょうか。

〈なし〉

それでは、次の報告事項に移りたいと思います。

(2) 「保育の質ガイドライン」の活用状況について

(笹井委員長) 報告事項の2番目、「保育の質ガイドライン」の活用状況について、事務局からご説明お願いいたします。

(事務局) 資料4「保育の質ガイドライン活用状況」をご覧ください。区内保育施設に対して、昨年と同様のアンケートを行っております。アンケートの回答数を下段の円グラフと棒グラフで示しております。括弧内が昨年の数字となっております。昨年と比較いたしまして、保育の質ガイドライン、保育者向けの冊子「保育のぽけっと」の職員への配布状況、それから現在の活用状況、こちらを比較しますと、数値はかなり上がってきている、良くなっているというところが分かります。また、昨年3月に完成いたしました保護者向け冊子「とも育ちのぽけっと」についてですが、園によっては、保護者会で説明しながら配布していただいているところもございました。

アンケートの中で、職員や保護者の方から様々なご意見をいただいておりますので、今後の参考にしていきたいと思っております。

保育の質ガイドラインについての報告は以上です。

(笹井委員長) ただいまのご説明について、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

(福井委員) 保育の質のガイドライン、保育のぽけっとを頂戴している側でございます。非常に簡潔にできており、読みやすいものでございます。活用状況としては、職員への配布だけでなく、実習生等にも配布しております。また、保護者会で配布するというところもありますので、保護者が保育の質について理解していただける一つのきっかけになっ

ていると考えています。とても良いものなので、ありがたく思っております。

(笹井委員長) ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

<なし>

それでは、報告事項については、以上とさせていただきます。

ここからは、今回の議事にかかわらず、特に子ども・子育てに関連してご意見などありましたら、いただければと思います。様々な立場の方がお集まりいただいておりますので、今回の件に関わらず、日頃感じていらっしゃるなどいただければと思いますので、よろしくお願いたします。

(小川委員) 日頃感じていることを三点お話させていただきます。

一つ目は、障害を持つお子さんの送迎についてです。小学生はすくすくスクールがありますので、働いている保護者としては、とても時間が設定しやすいと感じます。ですが、中学生になると、保護者が送迎をしなければならない場面が多くなります。先日、児童相談所を通して障害者福祉課へご相談させていただいたところ、対応していただきましたが、送迎のサービスを受けるまでに2か月程要しました。そこをもう少し早く利用出来るように動いていただけるとありがたいです。引き続き、江戸川区全体で連携を強めていただきたいと思います。また、障害を持つ子がいられる環境が学校内にあるということは非常に大切であり、居場所として、すくすくスクールも中学校にあるといいなと私は思いました。

二つ目は、障害児には何かと手続きが必要になりますが、その更新の時間が長く感じますので、検討していただきたいです。

三つ目は、障害児の将来に対して、保護者のほとんどの方が不安を感じているという事実です。その不安を解消するために、子ども一人ひとりに合わせた道筋があると良いのですが、区からも手を差し伸べていただけるとありがたいです。

(小島委員) すばらしいこどもプランだと思います。

小児科医をしておりますが、お子さんが3人、4人いらっしゃる方も多いと感じておりますので、江戸川区は子どもの数としては少ないのではないかと感じております。資料1-2の36ページを見ますと、将来的に持ちたい子どもの数が、2人から4人という方が実際多いですし、35ページを見ますと、半数以上の方が将来結婚したいと思っていられる。合計特殊出生率を見ると、江戸川区も年々低下してはおりますが、合計特殊出生率は、女性の15歳から49歳ま

の方が分母で、子どもの数が分子ということになるので、江戸川区の場合、若い女性の結婚している割合が徐々に減ってきていることが影響しているのかと思います。

こういったこどもプランを通して、結婚した数がどのように推移していくのかということも、視点の一つとして取り入れて見ていただくと良いのかなというのが、個人的な意見です。

日本は、婚外子の数が非常に少ないので、結婚している方の子育て支援は素晴らしいと思いますし、お子さんが3人いる方が、4人目、5人目を持つための視点も大事かとは思いますが、若い方々への効果がどうだったのかという検証もしていただけると良いかと思います。

(林 委員) 37ページにあります、子育てをしていて大変だと思うことの中で、自分の自由な時間が持てないということが一番大きな保護者の意見となっております。

私も子どもが3人おりまして、できれば4人、5人欲しいとも思うのですが、年齢的、体力的なことも考えますし、何より子育てと仕事を両立しながらやっていくことがすごく大変なところです。ファミリーサポートを活用して、家の中をきれいにさせていただいたこともありますが、先日ファミリーサポートに病院への送迎をお願いしたところ、人がいないという理由で断られてしまったことがありました。3人を連れて病院に行くと、待ち時間がとても大変で、予約で入っても1時間以上待つことが当たり前なので、そのような場面で子育ての大変さを感じております。

一番上の子のときは、子どもが一人ですので、送迎が簡単だったこともあり、習い事をたくさんさせてあげることができました。ですが、2人目、3人目も同じように習い事をさせてあげたいと思っても、大人の手が足りないということが現状です。江戸川区は色々力を入れてくださってはおりますが、先程お話ししたファミリーサポートの例にもあるように、人が足りないのではないかなということを感じました。

保育園の送迎も、以前はファミリーサポートの方と来ているお子さんが多いと肌で感じておりましたが、お母さん同士の会話の中でも、「最近人が見つからない」ということをよく耳にします。仕事をしているお母さんたちが増えている、手が空いている方は高齢の方である、高齢の方であると2、3歳のお子さんですと少し手がかかるのでお断りされてしまうというような現状で、そこに何か行政の力が入ると、子育てをしているお母さんたちの働き方に差がなく養育でき、2人目、3人目を考えることの一つの要因になるのではないかなと思い、お話し

させていただきました。

(笹井委員長) ありがとうございます。他に、ございますか。

<なし>

これで、予定された議事は、全て終了しました。それでは、司会に進行を戻したいと思いますので、よろしく願いいたします。

4 閉会

(事務局) 長時間にわたり、ご討議いただきましてありがとうございます。

以上をもちまして、令和6年度第3回江戸川区子ども・子育て応援会議を閉会いたします。来年度の開催予定につきましては、委員長に相談させていただいた上、改めてご連絡させていただきます。

本日はご多用の中、誠にありがとうございました。